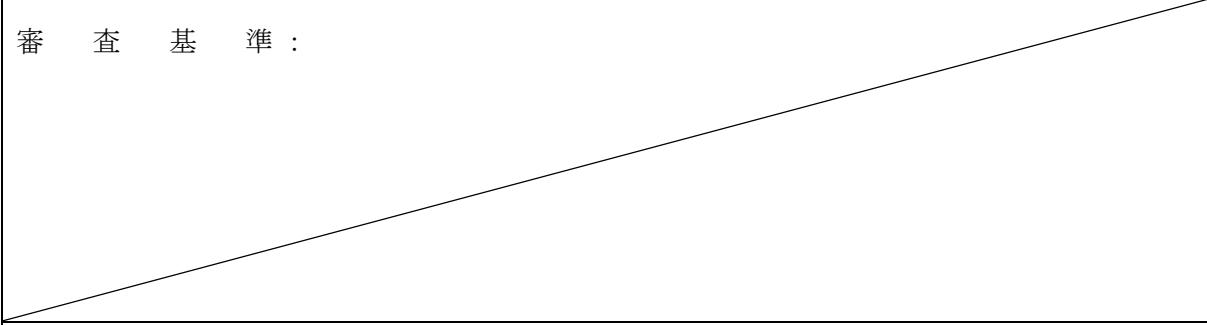


審 査 基 準

令和6年11月27日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第107条の7第3項
処 分 の 概 要 : 国外運転免許証の交付
原 権 者 (委 任 先) : 福岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法第107条の7第1項及び第2項 (国外運転免許証の交付) 道路交通法施行規則第37条の8 (国外運転免許証の交付) 、第37条の9 (国外運転免許証交付申請書) 、第37条の10 (国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定)
審 査 基 準 : 
標 準 処 理 期 間 : ○ 福岡自動車運転免許試験場及び北九州自動車運転免許試験場 即日 ○ 筑豊自動車運転免許試験場、筑後自動車運転免許試験場、福岡自動車運転免許試験場更新センター、北九州自動車運転免許試験場更新センター及び警察署 12日間
申 請 先 : 自動車運転免許試験場
問 い 合 わ せ 先 : 警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場免許係 ○ 福岡自動車運転免許試験場 (0 9 2 - 5 6 5 - 5 0 1 0) ○ 北九州自動車運転免許試験場 (0 9 3 - 9 6 1 - 4 8 0 4) ○ 筑豊自動車運転免許試験場 (0 9 4 8 - 2 6 - 7 1 1 0) ○ 筑後自動車運転免許試験場 (0 9 4 2 - 5 3 - 5 2 0 8)
備 考 :